老人福祉法に基づく「老人居宅生活支援事業」に 関する届出について(ご案内)

1 老人居宅生活支援事業とは

老人福祉法において、次の表の太枠内の6事業は「老人居宅生活支援事業」として位置づけられています。

老人福祉法上の 事業名	介護保険法上の事業名				
	訪問介護				
老人居宅介護等事業	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	【地域密着型】			
	夜間対応型訪問介護	【地域密着型】			
	第一号訪問事業	【介護予防・日常生活支援総合事業】			
老人デイサービス 事業	通所介護				
	地域密着型通所介護	【地域密着型】			
	認知症対応型通所介護	【地域密着型】			
	介護予防認知症対応型通所介護	【地域密着型】			
	第一号通所事業	【介護予防・日常生活支援総合事業】			
老人短期入所事業	短期入所生活介護				
	介護予防短期入所生活介護				
小規模多機能型居	小規模多機能型居宅介護	【地域密着型】			
宅介護事業	介護予防小規模多機能型居宅介護	【地域密着型】			
認知症対応型老人	認知症対応型共同生活介護	【地域密着型】			
共同生活援助事業	介護予防認知症対応型共同生活介護	【地域密着型】			
複合型サービス福祉事業	複合型サービス	【地域密着型】			

2 老人居宅生活支援事業の届出等

老人居宅生活支援事業の開始・変更・廃止(休止)には届出が必要とされていますが、 介護保険法に基づく指定申請をもって届出とみなしますので、**指定申請を行う場合は届 出の必要はありません**。

また、老人居宅生活支援事業のうち、老人デイサービス事業及び老人短期入所事業については、事業の届出に加えて、老人デイサービスセンター又は老人短期入所施設の設置・変更・廃止(休止)の届出が必要とされていますが、同じく介護保険法に基づく指定申請をもって届出とみなしますので、**指定申請を行う場合は届出の必要はありません**。

(老人福祉法第5条の2、第14条、第14条の2、第14条の3、第15条、 横須賀市老人福祉法施行取扱規則第12条)

3 老人居宅生活支援事業に関する届出の種類一覧

老人福祉法に基づく老人居宅生活支援事業の各種届出は次のとおりです。

老人福祉法上の 事業名	事業開始時		届出内容変更時		事業廃止(休止)時	
	事業	デイ等	事業	デイ等	事業休	デイ等
	開始届	設置届	変更届	変更届	廃止届	休廃止届
老人居宅介護等事業	12 号様式		13 号様式	_	14 号様式	_
老人デイサービス 事業	12 号様式	15 号様式	13 号様式	16 号様式	14 号様式	17 号様式
老人短期入所事業	12 号様式	15 号様式	13 号様式	16 号様式	14 号様式	17 号様式
小規模多機能型居 宅介護事業	12 号様式		13 号様式	_	14 号様式	_
認知症対応型老人 共同生活援助事業	12 号様式	1	13 号様式		14 号様式	_
複合型サービス福 祉事業	12 号様式		13 号様式	_	14 号様式	_

4 届出方法について

(1) 共通事項

- 記載事項が多く、各種様式によることができない場合、別添資料を添付して ください。
- 事業を行おうとする区域が複数に渡る場合でも、届出先は<u>事業所所在地の所</u> 管官庁のみです。
- 老人福祉法上の事業種別ごとに提出してください。(一覧での提出はできません。)

(2) 事業開始時

○ 提出書類:「2 届出の種類一覧」のとおり

○ 提出時期:事業開始前

○ 注意事項:

・ 記載例を必ず確認したうえで記入してください。

○ 添付書類

様式名	共通	その他
12 号 様式	・登記事項 証明書 又は条例	「認知症対応型老人共同生活援助事業」を開始する場合で、前払金を受領する場合※:銀行等との契約書の写し等前払金の保全措置内容の確認書類

- ※ 認知症対応型老人共同生活援助事業を開始する事業者で、終身にわたって 受領するべき家賃等の全部又は一部を前払金として一括して受領する場合、 次の対応が必要となります。
 - ア 前払金の算定の基礎を書面で明示しておくこと
 - イ 前払金について返還債務を負うこととなる場合に備え、 銀行の債務保証等の保全措置を講じること

(老人福祉法第 14 条の4第2項、老人福祉法施行規則第1条の13、 平成18年厚生労働省告示第 266 号)

(3) 届出内容変更時

○ 提出書類:「2 届出の種類一覧」のとおり

○ 提出時期:変更日から一月以内

○ 添付書類:変更事項が分かる書類

例:施設長、理事長の変更 → 議事録の写し 経営者、住所の変更 → 登記簿の写し

レイアウトの変更 → 変更前後の平面図(変更部分に色づけ)

(4) 事業廃止(休止) 時

○ 提出書類:「2 届出の種類一覧」のとおり ○ 提出時期:廃止日(休止日)の一月前まで

○ 添付書類:原則不要

5 届出先・問い合わせ先

横須賀市 民生局福祉こども部 指導監査課

〒238-8550 横須賀市小川町 11番地

電話:046-822-8162(直通)